

報告 1 山形県酒田市への災害応援職員の派遣について

当町と酒田市は名前に同じ「酒」の字を持つ自治体として、かねてより自治体間交流を行ってきました。

《応援職員派遣経過》

令和6年7月25日から東北地方の日本海側を襲った記録的な大雨により、山形県・秋田県を中心に各地で甚大な被害が発生し、山形県酒田市においても、山間部を中心に甚大な被害を受ける。

友好都市として当町から支援したい旨の申し出をしたところ、酒田市長より応援職員の派遣要請を受けた。

当町の職員に応援派遣の希望を募ったところ、多くの職員から申し出があったが、派遣先が希望する職種業務などを考慮し、第1クールとして8月13日から19日までの7日間、第2クールとして8月18日から24日までの7日間、それぞれ2名ずつの職員を派遣した。



(応援職員)

『短期間の被災地支援でしたが、被災後に出された酒田市長からのメッセージ「二次災害を起こさない」、「災害関連死を出さない」、「職員の過労死を出さない」という、その思いに少しでも寄与できたものと考えています。当町が被災した時には酒田市のように積極的に応援を求めることなど、今回の経験を当町の防災対策の検討にもしっかりと反映させ、今後も町の防災体制の推進に努めていきます』

(土砂に埋まる家屋)



(避難所)



8月16日に台風第7号が千葉県へ接近

町は、8月15日に災害警戒本部を設置し、町民の皆様へ注意喚起を促す防災行政無線やメール配信、SNSを活用した情報発信を実施するとともに、8月16日9時から8月17日10時まで中央公民館を自主避難所として開設し、最大10世帯14人の方が避難されました。



幸いにして、台風第7号による町内での被害の報告はありませんでしたが、今後も、酒田市での被災地支援業務の経験も活かしながら、早めの注意喚起や避難情報の発令など、町民の安全・安心の確保を第一に災害に備えてまいります。

報告2 次期一般廃棄物処理施設整備方針について

令和16年度以降の稼働に係る整備用地が酒々井町墨の現有地に決定！

酒々井町と佐倉市の一般廃棄物を処理している「佐倉市、酒々井町清掃組合」の焼却処理施設は、昭和62年4月に稼働開始して以来37年間が経過し、これまで設備改良工事を行ってきましたが、ごみ質の変化や経年劣化等により、施設の老朽化が進行しています。



また、墨区及び飯積区の住民代表からなる「酒々井リサイクル文化センター地元協議会」と清掃組合が令和元年度に締結した協定では、現施設における稼働は、令和15年度末までとなっています。

加えて、粗大ごみ処理施設についても老朽化が進行しており、将来に亘って持続可能なごみ処理業務を安定的に継続していくためにも、次期一般廃棄物処理施設の整備が必須であることから、清掃組合において、令和6年3月に「次期一般廃棄物処理施設整備方針」を策定したところです。

このたび、同方針に基づき、地元協議会にて協議いただき、内諾をいただいた上で、佐倉市、酒々井町清掃組合施設整備検討委員会で検討・協議を経て、令和16年度以降の稼働に係る整備用地が酒々井町墨の現有地に決定しましたので、ご報告します。

報告3 JR軌道脇道路用地の無許可耕作地における訴訟について

酒々井町中央台2丁目地先ほかJR軌道脇の道路用地については、従前より無許可で畑として利用されており、まちづくり課では看板や広報により自主的に利用中止の呼びかけを行ってきたところです。

こうしたなか令和6年5月24日に千葉地方裁判所から、原告工藤陽久、被告酒々井町として「町有地無断耕作に対し、禁止の看板を立てた後の整地要望請求事件」の訴状が届き、令和6年7月2日に千葉地方裁判所において口頭弁論が行われました。

令和6年7月18日に千葉地方裁判所より判決書が送付され、原告側の主張は却下、棄却されましたことをご報告いたします。



報告4 青少年交流の家に係る提訴の経過報告について

令和6年第2回定例議会において行政報告させていただきましたが、その後の経過を報告させていただきます。

令和6年6月4日に口頭弁論が開かれ、原告、被告、第2原告、それぞれの代理人から準備書面が提出されました。

また、裁判長より判決日の言い渡しがあり、令和6年10月4日に判決が言い渡されます。



～裁判経過の概要～

工事名	(仮称)中央台青少年交流センター新築工事
受注者	(株)ヤマロク
構造・面積	木造平屋建・延べ床面積 63.71 m ²
契約日・契約金額	H27.11.19・11,755,638 円
工期	H27.11.20～H28.3.25

- H28.3.31 工期内未完成のため酒々井町が契約を解除、通知
(出来高精算による建物の引き渡し他を求める)
- H30.4.16 建物の引き渡しを求めるため提訴
(原告：酒々井町 被告：(株)ヤマロク)
- H30.6.7 第1回口頭弁論
- H30.8.2 第1回弁論準備手続
- R元.10.16 第9回弁論準備手続(被告(株)ヤマロク側から24,460,791円の支払い他を求める反訴状の提出)
- R3.1.25 第17回弁論準備手続
(当該工事の(株)ヤマロクの下請会社(給排水工事)が(株)ヤマロクを訴えた裁判が、本件裁判と併合)
- ↳
- R5.7.21 第32回弁論準備手続
調停査定案1,400万円が示され、原告・被告に内容の精査が求められる
- R5.9.19 第33回弁論準備手続
調停査定案を精査した書類を提出するも一切認められず、調停査定案1,400万円による和解受入れの判断を求められるも、回答を持ち帰る
- R5.10.6 町顧問弁護士との協議
以下の理由により調停査定案を受け入れないことと決定した
- ①調停金額1,400万円が当初契約金額1,175万5,638円及び町が積算依頼した出来高金額750万3,006円と大きな乖離があること
 - ②和解案の根拠とする公共工事の品質確保の促進に関する法律のみであり、入札制度及び契約に対する配慮がないこと
- (同内容を、裁判所及び町議会議員へ報告)
- R5.11.7 第34回弁論準備手続(調停案の不成立の確認)
- R6.1.22 第35回弁論準備手続
- R6.2.16 証人尋問
- R6.6.4 口頭弁論(現在に至る)